

役員選出規程

(目的)

第1条 本規程は、円滑かつ公正に実施し、専門部の健全な発展に寄与することを目的とする。

(選任方法)

第2条 専門部規約第7条に基づき理事会において、承認及び選挙により決定するものとする。

(資 格)

第3条 各役員の資格は、以下のとおりとする。

(ア) 部長は、専門部を代表し、会務を統括する。

なお、事務局の円滑な運営を図るため、次の優先順位を基本とする。

- ① 事務局長所属校管理職
- ② 事務局長所属都道府県専門部長
- ③ 事務局担当地域部会内の適任者

(イ) 副部長は次年度全国高校総体開催都道府県専門部長とし、部長を補佐する。本人の了承が得られない場合、理事長が兼務する。

(ウ) 理事長においては、「理事長選出規程」による。

(エ) 副理事長は、理事及び加盟校顧問の中から指名し、理事長の円滑な業務遂行を補佐する。

(オ) 常任理事は、次に定めた地域の加盟校顧問から選出し、専門部の諸事業の企画・立案・執行にあたり、意欲的に寄与できる者とし、各専門委員会に属する。

(①北海道・東北 ②関東 ③東海・北信越 ④近畿 ⑤中国・四国 ⑥九州)

(カ) 専門委員長は、加盟校顧問より上記の各地域から推薦された各専門委員会の業務を理解し従事できる者の中から理事長に指名された者とする。

(キ) 事務局長は専門部規約第10条に基づき、円滑な事務運営を遂行でき、該当地域から推薦された者とする。

(ク) 事務局次長については、前事務局長(前期1年)次期事務局長(後期1年)とする。

(ケ) 事務局員・会計については、加盟校顧問の中から事務局長から選出された者とする。

(コ) 監事については、理事長が理事及び加盟校顧問の中から任命された者とする。

(定 数)

第4条 定数は以下のものとする。

部長	1名
副部長	2名 (内1名は理事長兼務)
理事長	1名
副理事長	若干名
常任理事	6名
専門委員長	3名 (総務・強化・技術審判各1名)
事務局長	1名
事務局次長	1名
事務局員	若干名
監事	2名

(承 認)

第5条 上記役員は理事会の承認によるが、第6条(ウ)においては、「理事長選出規程」に基づき、理事会において選挙を実施する。

(役員の補充)

第6条 選任後の辞職はできないが、以下の場合その限りではない。

- (ア) 健康上の理由で選任後も役職を全うできないと認められるとき。
- (イ) 資格を失う事由が生じたとき。

第7条 欠員が生じた場合は、規定に基づき補充することができる。

- (ア) 欠員の補充者は、第6条に基づき、理事会をの承認を得る。
- (イ) 緊急を要する場合は、常任理事会で承認を得て、理事会に報告する。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、常任理事会が提案し、全国理事会の決議を必要とする。